

戦前から現在まで

沖縄の

母子(親子)健康手帳

あゆみ

母子(親子)健康手帳とは

母子健康手帳は、母子保健法に定められ、市町村が妊娠の届け出をした者に交付するものです。一般に母子手帳の名でも知られており、沖縄県では「親子健康手帳」の名称を用いています。

妊娠・出産・育児に関する母子の健康記録が1冊にまとめられ、家庭で保管し保護者に対する育児書としても活用され、次世代に引き継がれています。また、様々な医療機関や行政機関などで使われています。

健診や保護者の記録等は国が様式を定めて全国統一されています。行政情報や保健・育児の情報等は各自治体(市町村)の裁量に任されており、沖縄県では20歳までの成長を記録することができるようになっています。

沖縄県小児保健協会では

1991(平成3)年に母子健康手帳の交付が県から市町村に移譲され、翌1992年(平成4)年より沖縄県小児保健協会では、県下で統一した母子健康手帳の作成を行っています。

この度、沖縄県小児保健協会の創立50周年にあたり、国や県の主な母子保健の歴史とともに母子健康手帳の変遷をまとめてみました。

こちらからダウンロードができます。

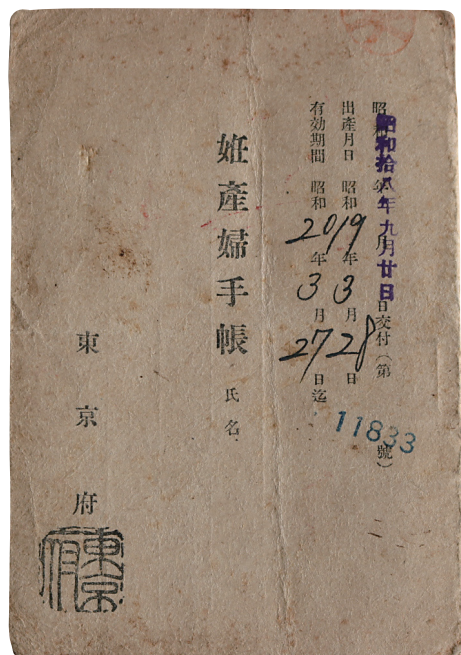
<https://osh-kopho.my.canva.site/oyakokenkoutetyou>



1937 ▶ 1959 戦前から戦後初期

(昭和12年) (昭和34年)

1942(昭和17)年、日本では第2次世界大戦前で富国強兵、人口増強「産めよ増やせよ」の国策のもと妊娠から出産まで記録する「妊産婦手帳」が誕生した。食糧難の中、妊産育児に必要な物資の配給手帳としても利用された。戦後、それを小児まで拡大して世界初の母子の健康を1冊でまとめる「母子手帳」となった。



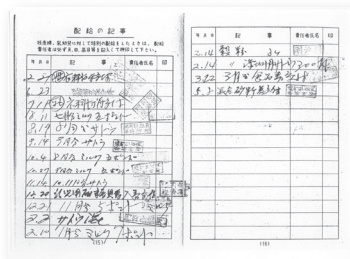
妊産婦手帳 誕生

1942(昭和17)年

妊娠した者の届け出を義務付け、すべての妊婦を登録した。妊娠中のケアを受けさせ、流産・死産・早産を防止するほか、妊娠および分娩時の母体死亡を軽減することを目的に妊産婦手帳が誕生。

四つ折り1枚のリーフレットに近いもので、出産申告書のページもあった。

出典:①平成11年度厚生科学研究日暮班、『母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究』/②中島正夫、『妊産婦と乳幼児の健康を支援する手帳制度の変遷と公衆衛生上の意義について』、日本公衆衛生雑誌、2011、第58巻第7号/③森田せつ子、『母子手帳-今昔-』、健康文化、2000、26号



妊産婦手帳持参で 食料や物資を配給

妊産婦手帳持参で妊産育児に必要な物資(米や砂糖などの食糧や出産用脱脂綿、腹帯用さらしなどの衛生用品)の配給手帳としても利用した。

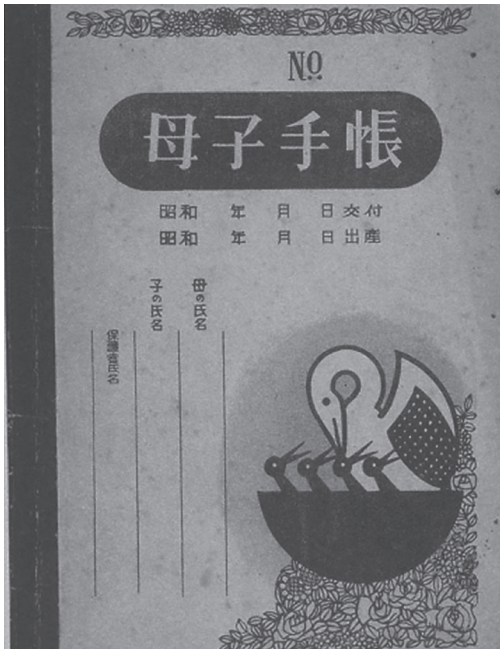
当時の産婦の約70%が手帳の交付を受けていたと推定される。

出典:森田せつ子、『母子手帳-今昔-』、健康文化、2000、26号

手帳の名称

妊産婦手帳

	1937年 (昭和12)	1938年 (昭和13)	1941年 (昭和16)	1942年 (昭和17)	1945年 (昭和20)
沖縄県の動き					
国の動き	●保健所法制定	●厚生省設置 ・体力局で母子衛生事業を実施	●太平洋戦争	●妊産婦手帳制度化 ●乳幼児体力手帳制度化	●終戦(8月)



世界初の「母子手帳」発行

1948（昭和23）年

就学前までの子どもの健康チェックや予防接種の記録等も加えられ、世界で初めて母親と子どもを1冊の手帳で管理できる全24ページの手帳の名にふさわしいものとなった。

しかし、紙の確保、保健医療関係者や母親への周知、教育も不十分であり、すぐに全国に普及したわけではなかった。

出典：①森田せつ子、『母子手帳-今昔-』、健康文化、2000、26号/②中村安秀、『母子手帳の温故知新』、第68回日本小児保健協会学術集会、2021

沖縄県では

母子保健活動始動

1952（昭和27）年

1952年1月琉球臨時中央政府に厚生局設置。

8月保健所法の立法公布により、保健所における母性及び乳幼児の保健指導が始まった。

出典：『長寿のあしあと』、沖縄県、1995

母子手帳

1947年 (昭和22)	1948年 (昭和23)	1951年 (昭和26)	1952年 (昭和27)	1953年 (昭和28)	1959年 (昭和34)
		●公衆衛生看護婦（保健師）制度の開始	●保健所法立法公布 ・母性及び乳幼児の保健指導開始	●児童福祉法立法公布	●育成医療給付制度発足
●児童福祉法制定 ・妊産婦、乳幼児の保健指導を明示	●母子手帳制度発足	●児童憲章制定			

1960 ▶ 1971 琉球政府時代

(昭和35年) (昭和46年)

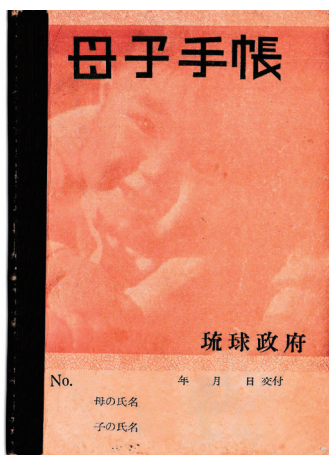
戦後沖縄は米国の統治下におかれた。1952(昭和27)年保健所法が立法公布され、保健所業務として母性及び乳幼児の保健指導が位置付けられた。

翌1953(昭和28)年には児童福祉法を公布、1960(昭和35)年に母子手帳の様式を制定し、戦後の母子保健活動が開始された。



① 1961(昭和36)年

沖縄県初の母子手帳。サイズはA6版。その交付数はわずかであった。児童の成長と幸福実現に向けた社会的、道徳的責任を明示した「児童憲章」を記載し、その後の手帳にも継承されている。(全34頁)



② 1962(昭和37)年～1963(昭和38)年

発育の平均値を幼児でも月ごとに表示し、発育曲線を男女別、6歳まで表記した。(全37頁)



③ 1964(昭和39)年

表紙を変更。(全37頁)

沖縄県初の母子手帳交付

1961(昭和36)年

児童福祉法の制定により琉球政府民生課児童福祉係において母子手帳交付が開始。赤ちゃんコンクールの参加条件として妊娠中の母子手帳交付があり、妊婦健診等母子の健康管理を後押しした。

出典:『長寿のあしあと』、沖縄県、1995

母子手帳発行部署が公衆衛生看護係へ

1963(昭和38)年

公衆衛生看護婦(現在の保健師)が増員され、母子手帳の普及に効果を挙げた。

出典:『長寿のあしあと』、沖縄県、1995

各年の交付数/出生数:(割合)

1961年 7,312件 / 20,981人: (34.9%)

1963年 11,129件 / 20,936人: (53.2%)

1965年 21,868件 / 20,171人: (108.4%)

手帳の名称

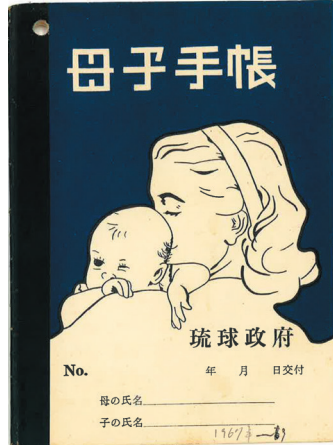
母子手帳

	1960年 (昭和35)	1961年 (昭和36)	1963年 (昭和38)	1964年 (昭和39)	1965年 (昭和40)
※番号は上記手帳の発行年を表す	1	2	3	4	
沖縄県の動き	●母子手帳様式制定	●母子手帳交付開始	●母子手帳発行部署変更 ・公衆衛生課公衆衛生看護係へ	●風疹大流行 (S39～S40)	●妊産婦・乳幼児の 保健指導開始
国の動き		●3歳児健診開始			●母子保健法制定 (児童福祉法から独立) ●母子健康手帳に 名称改正



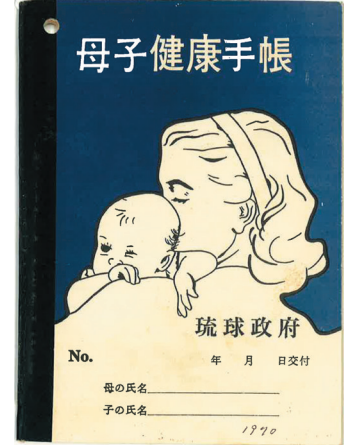
4 1965(昭和40)年~1966(昭和41)年

児童福祉法の一部改正により低所得世帯の妊産婦、乳幼児に対し公費で保健指導が受けられる制度が開始された。(全37頁)



5 1967(昭和42)年~1970(昭和45)年

表紙を変更。妊娠中の状態を記録するページが増え、未熟児出生届や異常のある赤ちゃんを報告するため、各保健所の住所などの紹介が加えられた。1969(昭和44)年より貧血のある妊婦には、手帳交付時に無料でビタミン剤が支給された。(全42頁)



6 1971(昭和46)年

1969(昭和44)年の母子保健法立法公布に伴い1971(昭和46)年より「母子健康手帳」へ名称が変更された。1969(昭和44)年より実施されたビタミン剤の配布は本土復帰に伴い廃止。(全42頁)

国では

母子保健法が制定され「母子健康手帳」に改正

1965(昭和40)年

妊娠届け出は、医師等の証明書が不要になった。医学的記録の他に妊娠・出産・育児情報が充実し、母親の記入すべき欄もでき、現在に至るまでの原型ができた。

出典:①中村安秀、『母子手帳の温故知新』、第68回日本小児保健協会学術集会、2021/②中島正夫、『妊産婦と乳幼児の健康を支援する手帳制度の変遷と公衆衛生上の意義について』、日本公衆衛生雑誌、2011、第58巻第7号

母子保健法が立法公布され「母子健康手帳」交付

1969(昭和44)年

児童福祉法から独立し国の法に準じた内容で母子保健法が立法公布、翌年7月に施行された。1971(昭和46)年には新生児訪問指導や母性保護普及指導、栄養強化事業が行われた。

出典:『長寿のあしあと』、沖縄県、1995

母子健康手帳

1966年
(昭和41)

1967年
(昭和42)

1968年
(昭和43)

1969年
(昭和44)

1970年
(昭和45)

1971年
(昭和46)

➤5

➤6

●3歳児健診開始

●未熟児養育医療給付制度化

- 未熟児養育医療給付実施
- 心臓疾患児本土送り出し開始

●母子保健法立法公布

●母子健康手帳
交付開始
(琉球政府より)

●乳幼児の精密健康診査制度

1972▷1988 復帰後から昭和時代

(昭和47年) (昭和63年)

本土復帰した1972(昭和47)年5月以降は、国の法律に基づく施策を行うことになる。しかし、乳幼児健診については小児科医や特に離島・へき地では医療機関が少なく実施が困難であった。そこで1973(昭和48)年に創立された沖縄県小児保健協会が県から委託を受け、集団健診方式で乳児健診を市町村で実施。翌1974(昭和49)年には、厚生省の派遣により宮古地区で、さらに翌年には八重山地区で母子一斉健診を行い、母子の健診の機会が確保された。



⑦ 1972(昭和47)年5月復帰まで

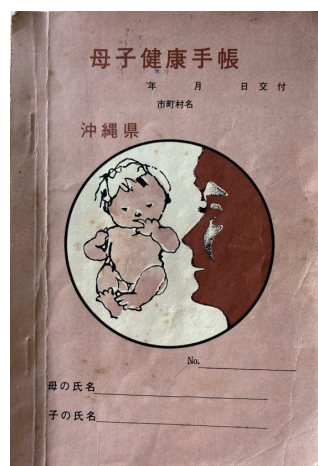
復帰までの短期間の交付で、表記は「琉球政府」から「沖縄」に変わっている。予防接種個人票・予診票が接種時に提出できるように切り取り式で添付された。(全58頁)

本土復帰

1972(昭和47)年

本土復帰以降は国の法律に基づく施策が行われた。一方で本土復帰特別措置により、県が調製粉乳を購入し、本土より価格を安く提供などの事業も実施していた。

出典:『長寿のあしあと』、沖縄県、1995



⑧ 1972(昭和47)年～1973(昭和48)年

復帰後初めて沖縄県で交付された「母子健康手帳」。手帳の図柄は変わりなし。表記が「沖縄」から「沖縄県」に変更。(全56頁)

沖縄県小児保健協会創立

1973(昭和48)年

沖縄県小児保健協会では、県より委託を受けて乳児一般健康診査を実施。小児科医師、保健婦、看護婦、臨床検査技師、栄養士等多職種による「沖縄方式」といわれる集団健診を行った。さらにすべての離島で「移動式健診」を実施した。

出典:『長寿のあしあと』、沖縄県、1995

手帳の名称

母子健康手帳

1972年
(昭和47)

1973年
(昭和48)

1974年
(昭和49)

1975年
(昭和50)

7

8

9

沖縄県の動き

●(5/15) 沖縄県本土復帰
・本土の法律適用

●(7月) 沖縄県小児保健協会創立
・公費による乳児妊婦一般健康診査を開始

●厚生省技術援助宮古地区母子
一斉健康診査事業

●厚生省技術援助母子
一斉健康診査事業
(八重山地区へ拡大)

国の動き



9 1974(昭和49)年～1977(昭和52)年

1974(昭和49)年からすべての妊婦を対象に、妊娠前期・後期各1回ずつ、公費で健診が受けられるようになった。母子健康手帳に「妊婦健診受診票」が別添された。サイズはB6版に変更。(全56頁)

母子健康手帳改正

1976(昭和51)年

母親の記入欄を増やし母子の健康記録として活用できるようにした。発育障がい早期発見に役立つよう成長発達過程に沿って具体的な設問を設け、また、身体発育パーセンタイル値が取り入れられた。

出典:厚生労働省子ども家庭局母子保健課、『母子健康手帳、母子保健情報等に関する資料』、2022年5月



10 1978(昭和53)年～1991(平成3)年

予防接種は個人票から現在のような接種の記録へ変更。1985(昭和60)年10月、B型肝炎母子感染防止事業が開始され、翌年よりHBs抗原検査・HBe抗原検査受診票、B型肝炎母子感染予防票が母子健康手帳に添付された。サイズは再びA6版に変更。(全52→60頁)

母子健康手帳改正

1987(昭和62)年

必要な支援を早期に始めるため精神発達・運動発達・親子関係に関する設問や、産後の母親の記録欄に精神状態をチェックする設問が設けられた。また、新たに歯科保健の記載欄や、学校保健への連携を考慮し、これまでの病気の欄も追記された。

出典:厚生労働省子ども家庭局母子保健課、『母子健康手帳、母子保健情報等に関する資料』、2022年5月

1976年
(昭和51)

1978年
(昭和53)

1985年
(昭和60)

1987年
(昭和62)

10

- 1歳6か月児健康診査事業実施(市町村)

- (1月)神経芽細胞腫検査
- (10月)B型肝炎母子感染防止事業実施

● 母子健康手帳改正

● 母子健康手帳改正

1989 ▶ 2023 平成から現在へ

(平成元年) (令和5年)

母子保健法上は「母子健康手帳」だが、2009(平成21)年に沖縄県では時代のニーズに合わせ、母親や父親が書き込む欄を充実させ、子の成長記録として20歳まで記録ができる「親子健康手帳」に衣替えした。



11 1992(平成4)年

1991(平成3)年より母子健康手帳の交付が県から市町村へ移譲。沖縄県では小児保健協会が県下統一した様式で作成を始めた。(全76頁)



12 1993(平成5)年

前年の号より、育児のしおり、事故防止、働く女性のための法律などの情報を記載。表紙のみ変更。(全76頁)



13 1994(平成6)年~1996(平成8)年

表紙のみ変更。(全76頁)

手帳の名称

母子健康手帳

	1991年 (平成3)	1992年 (平成4)	1994年 (平成6)	2000年 (平成12)	2002年 (平成14)	2008年 (平成20)
		11	12	13	14	15
沖縄県の動き		●沖縄県小児保健協会が母子健康手帳を作成		●2001(平成13)年健やか親子おきなわ2010策定		
			●1997(平成9)年市町村が小児保健協会へ乳児・3歳児健診を委託			
国の動き	●母子保健法改正 ・手帳交付事務が県から市町村へ移譲		●地域保健法改正に伴い母子保健法改正	●健やか親子21策定(第2次は平成27年度より)	●母子健康手帳改正	●母子健康手帳改正 ●妊婦健康診査回数拡充(2→5回)



14 1997(平成9)年～1999(平成11)年

1995(平成7)年に国はB型肝炎母子感染防止事業を廃止。1997(平成9)年、HBe抗原検査票の添付が削除。(全76頁)



15 2000(平成12)年～2002(平成14)年

乳幼児身体発育曲線に幅を持たせ、乳幼児虐待防止に配慮し、子育て支援や父親の育児参加を促進する記載を充実させた。(全84～100頁)



16 2003(平成15)年～2008(平成20)年

離乳の時期を従前の5か月頃から、5～6か月に遅らせた。就学前まで記録が可能。(全120頁)



17 2009(平成21)年～2022(令和4)年

2009(平成21)年に親子健康手帳へ衣替え。満20歳までの記録を可能にした。胆道閉鎖症等の早期発見のため便色カードを挿入。サイズはB6版に変更。(全164～184頁)



18 2023(令和5)年～

支援が必要な母親を適切な機関に繋ぐため、相談するよう促す記載を追加。家族の多様性を考慮して「両親」を「保護者」に改めた。(全200頁)

親子健康手帳

2009年
(平成21)

2010年
(平成22)

2011年
(平成23)

2017年
(平成29)

2019年
(令和元)

2023年
(令和5)

●「親子健康手帳」へ衣替え

●母子健康包括支援センター設置開始
(那覇市・沖縄市・うるま市)

●2015(平成27)年
健やか親子おきなわ
(第2次)策定

●県内全域で産婦健診が
実施可能となる
(本格実施12市町村)

●母子健康手帳改正

●(4月)母子保健法に
母子健康包括支援センターを規定

●妊婦健康診査回数
拡充(5→14回)

●2022(令和4)年
母子健康手帳改正

母子(親子)健康手帳の未来へ

《世界に広がる母子手帳》

日本で生まれた「母子手帳」は、母子の健康問題に関する知識を飛躍的に向上させました。妊娠、出産、産後子育てに関する行動を改善することで、戦後日本の母子保健水準の向上に寄与したといわれ、国際的に高い評価を受けています。

1980(昭和55)年～1990(平成2)年代頃からは、官民が協力し母子手帳の海外への普及を支援しています。今では東南アジア、アフリカなどを中心に50以上の国や地域でそれぞれの実情に応じてカスタマイズされたものが使われています。

写真提供:中村安秀(公益社団法人 日本WHO協会)

出典:工藤菊香、nippon.com『世界50カ国で採用:海外に広まる日本発の「母子手帳」』
<https://www.nippon.com/ja/japan-topics/g02028/>



《母子(親子)健康手帳の方向性》

【多様性への対応】

今後は多様な家族に対応できるオーダーメイドの手帳が求められています。

例えば多胎児には、妊婦健診の回数に対応できるように健診の記載欄を増やしたり、妊娠・出産に関する情報や、ふたご用の成長曲線が記載された副読本などを母子健康手帳と一緒に配布するなどが望まれます。

外国の方については、やさしい日本語版の母子健康手帳の作成や、すべての希望者に母語の手帳を入手できる体制が必要です。また、障がいのある子どもたちには、発達の月齢や日付が記入できるようにし、親自身にハンディキャップがある場合は、支援者が記入することも想定する必要があります。

多様性への対応一例

低出生体重児は、平均的な発達や成長の情報、記録が中心となる現行の母子健康手帳では情報の内容が当てはまらないことがあります。特に低出生体重児の出生率が全国一高い沖縄県では、小さく生まれたお子さんに寄り添う母子健康手帳が望まれていました。そこで、沖縄県が2023(令和5)年3月末に沖縄県リトルベビーハンドブックを作成しました。



【電子化への対応】

電子化することの利点としては、災害などによって母子手帳が破損、紛失した時に記録の復旧が可能なことです。

また、最新の健康情報に上書きすることができ、映像や音声を使うことで、障がい者など特別なニーズのある親子にも情報伝達ができます。一方で、紙媒体は、家族をはじめ異なる職種や機関での健康記録も記入できます。また、それを成人した子どもに直接手渡すことで親子の絆を強める良さがあり、今後は電子と紙の併用が望まれます。

出典:厚労省、『母子健康手帳に関する意見を聴く会』、2021年12月



沖縄県小児保健協会でも、多様性と電子化の課題に取り組んでいます。